資料３

審議項目２－４（住民自治等の確保）
議論の着眼点

第34次地方制度調査会の審議項目（審議項目2関係部分）

2.「大都市地域における行政体制」の在り方について

※今回、主に議論する項目

2－1　大都市地域が果たすべき役割

○　国全体で、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題となる中、大都市地域はどのような役割を果たしていくべきと考えられるか。
○　大都市地域が果たすべき役割に照らし、今後あるべき大都市制度をどのように考えるべきか。

2－2　いわゆる「特別市」の意義

○　考え得る大都市制度の一つとして提案がなされている「特別市」については、制度化した場合の国全体における意義や住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるか。

2－3　「特別市」の制度化を検討する場合の論点

○　「特別市」の制度化を検討する場合、以下のような点をどう考えるか。

2－3－1　広域事務への影響等

○　これまで都道府県が担っていた広域事務や連絡調整事務への影響として、どのようなものがあるか。また、これについての対応方策について、どう考えるか。
○　広域事務については、いずれの地域でも影響が生じるものと、地域によって影響が異なるものがあるのではないか。
○　「特別市」が、当該区域以外において広域的な役割を果たすとの議論があるが、これを仕組みとして担保することは可能か。

2－3－2　財産・施設や議員・職員への影響等

○　広域事務以外に、都道府県が有する財産・施設や、都道府県議会議員・都道府県職員の取扱い等、「特別市」と「残存する都道府県」に分割することが及ぼす影響として、どのようなものがあるか。

2－3－3　財政への影響等

○　「特別市」「残存する都道府県」「全国の地方公共団体」のそれぞれに関し、財政面でどのような影響が生じると考えられるか。現行制度上、財源調整機能が及ばない財源超過額の拡大が生じる等の課題がある場合、どのような対応方策が考えられるか。

2－3－4　大都市制度以外への影響

○　長年にわたり定着してきた都道府県の区域を分割することにより、大都市制度以外にも、都道府県制度そのものの在り方や、現在の区域を前提に行われてきた国の事務や国民生活に及ぼす影響について、どう考えるか。

2－3－5　「特別市」の設置手続

○　「特別市」の設置手続に関し、以下のような点をどう考えるか。

2－3－5－1　指定都市と都道府県の間での協議

○　事務配分や財産処分、施設の取扱い等が課題となることを踏まえ、事前に、指定都市と都道府県との間で協議を行う必要性についてどう考えるか。

2－3－5－2　住民の意思確認

○　「特別市」の設置についての住民の意思確認の在り方として、どのような方式・どのような範囲で確認を行うことが適切と考えられるか。

2－4　住民自治等の確保

○　大都市地域における住民自治や住民代表機能の在り方をどう考えるか。その上で、「特別市」における住民自治や住民代表機能の確保について、どう考えるか。

2－4　住民自治等の確保

指定都市側の主張

➡「特別市」には指定都市と同様に区を設置（法人格を有さず、公選の区長や議員はいない）。

➡ 区内選出の議員で構成する区の常任委員会等の設置や、区長を議会同意が必要な特別職とすること等、地域の実情に応じて、住民代表機能を担保。

都道府県側の主張

➡ 住民と行政の距離が遠くなり、住民意思を行政運営に的確に反映させることが課題。

➡「特別市」の住民は都道府県レベルの政治参加機会がなくなり、住む地域により行使できる選挙権が異なることとなる。

※指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書（令和7年11月）、全国知事会「大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム　中間とりまとめ（令和8年7月）」をもとに事務局作成

現行制度について

○ 2層制を前提に、指定都市と都道府県のそれぞれにおいて、公選の長と議員により住民代表機能を担保している。

○ 指定都市は規模が大きく所掌する事務も幅広いことから、住民との距離が遠くなりがちであり、制度上行政区が置かれているものの、これまでも、住民に身近な行政サービスの適切な提供や住民意思の的確な反映が課題とされてきた。

「特別市」について

○「特別市」が、都道府県を分割し、都道府県に包括されない1層制の地方公共団体を創設するものだとすれば、「特別市」の住民は、都道府県の知事と議員に係る選挙権を有しないこととなる。

○ 他方、「特別市」は従来の都道府県事務も担うため、所掌事務の幅は更に広がることとなり、指定都市以上に、住民に身近な行政サービスの適切な提供や住民意思の的確な反映が課題となる。

○ このため、団体としての一体性・機動性の確保とのバランスも踏まえつつ、住民自治や住民代表機能を担保するため、指定都市における住民自治に係る取組を参考としつつ、更なる取組の強化やそのための制度的対応が必要ではないか。

＜参考＞指定都市における住民自治に係る取組例

・市議会において、区を単位として調査・審査等を実施（横浜市）　・区地域協議会を設置し、区単位の施策について協議会が市長に意見を述べる（新潟市）